

# 間伐特措法の改正と特定母樹の指定

## 1. 間伐特措法の改正

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(以下「改正間伐特措法」という)が、5月31日に交付・施行されました。

改正間伐特措法において育種に関係するものは、新規の措置として成長に優れた種苗の母樹の増殖に対する支援措置が創設されたことです。

「成長に優れた母樹の増殖に対する支援措置」とは、将来の二酸化炭素吸収量を確保するため、伐採後の再生林に成長に優れた種苗を確保することがねらいです。ポイントは、従来の都道府県による母樹の増殖の実施に加え、民間事業者の活力を導入することにより、成長に優れた種苗の母樹の増殖を促進させる方策を加えたことです。

仕組みとしては、民間事業者が「特定増殖事業計画」を作成して都道府県知事から認定を受けることで、林業・木材産業改善資金の特例(償還期間10年以内→12年以内、据置期間3年以内→5年以内)が認められます。

また、知事の認定を受けた者は、林業種苗法に基づく事業者登録等の手続きが免除されます。

## 2. 基本指針

改正間伐特措法が成立したことに伴い、6月24日付けで「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施に関する基本指針」(農林水産省告示)が公表されました。この中で、「平成25年度から32年度までの8年間において、特定母樹の増殖の実施を促進し、全国的に特定母樹により構成された種穂の採種源を整備することを目標とする。これにより、その後の10年間において、将来の人工造林において必要となる種苗について、特定母樹から採種する種穂によっては生産ができない地域特有のニーズ等に応じたものを除き、特定母樹から採種する種穂により生産することが可能となるよう、その生産体制を整えることを目指すものとする。」と記載され、今後の造林は基本的に特定母

樹により行うとしています。

## 3. 特定母樹の指定

改正間伐特措法に基づく特定母樹の指定にあたっては、林野庁が指定にあたっての一定の基準(材積がこれまでの概ね1.5倍以上、スギ・ヒノキの花粉量については、これまでのものの半分以下など)を示し、これに該当する林木の公募が行われました。

その後、林野庁において大学等の専門家の方々による委員会で審査が行われ、10月18日に農林水産大臣により、44種類の特定母樹の指定が行われました(そのうち、エリートツリーは38品種)。

指定の内訳は、(独)森林総合研究所林木北海道育種場・北海道・北海道林業試験場の雑種カラマツのグイマツ交配母樹1種類の他、スギについては(独)森林総合研究所林木育種センターで17種類、同関西育種場で21種類、同九州育種場で5種類となっています。

今後は、林野庁で随時受け付け、年1回以上のペースで特定母樹の指定が行われることとなっており、林木育種センターとしても積極的に応募することとしています。

(前育種企画課長 関 充利)



関東育種基本区で特定母樹として認定された第二世代精英樹 スギ林育 2-102 (左) とスギ林育 2-140 (右)